

令和8年1月実施

**市有財産(自動車)売払い
一般競争入札説明書**

木津川市

総務部財政課

はじめに

- ☆ 一般競争入札による市有財産(自動車)売払いに係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとします。
- ☆ この入札に参加するには、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込などが必要です。
入札に参加を希望される方は、この「入札説明書」及び「木津川市インターネット公有財産売却ガイドライン」をよくお読みになった上で、お申込みください。

市有財産(自動車)売払い物件

区分番号	車名	初年度登録	排気量(cc)	走行距離(km)	予定価格(円)	入札保証金(円)
7-4-01	三菱 ミニキャブ	平成21年	650	103,325	30,000	3,000

詳しくは、物件調書(別記様式第1号)をご覧ください。

入札参加資格について

入札参加資格については木津川市インターネット公有財産売却ガイドラインをご確認ください。

入札参加申込み

(1)仮申込み

令和8年1月14日(水)午後1時から令和8年2月3日(火)午後2時までの間に、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込手続きを行ってください。

申込みにあたっては、ログイン ID の取得(法人で公有財産売却の参加申込する場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。)が必要です。

(2)本申込み

仮申込みの手続きを完了後、令和7年2月3日(火)までに、下記の書類を提出してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効とします。)

提出された書類を確認し、本申込登録を行います。

※ 複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は各1通のみ提出してください。

- ・ 木津川市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証

金返還請求書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」という。)」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

※ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法はクレジットカードのみとなりますので「クレジットカード」に「○」をしてください。

- ・住民票の写しもしくは身分証のいずれかの写し1通(氏名、生年月日、住所の記載部分)、(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本(登記事項証明書)及び代表者事項証明書(いずれも発行日から3ヶ月以内のもの))

※以下、不動産の場合

- ・印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ・木津川市税完納証明書(木津川市税が課税されていない申請者については、住民登録地(所在地)の市区町村で発行する完納証明書又は納税証明書)

入札保証金に関する事項

入札保証金を指定された納付方法により、令和8年2月3日(火)午後2時までに納付してください。

入札期間について

令和8年2月17日(火)午後1時から令和8年2月24日(火)午後1時まで

入札の場所について

売却システム上で行います。

入札の方法について

売却システム上で入札価格を登録してください。なお、この登録は各物件につき、1回限り行うことができます。また、書面による入札は認めません。

落札者の決定の方法について

入札期間終了後、木津川市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

売却契約締結及び入札保証金の帰属について

(1)落札者は、落札後、契約に必要な書類を木津川市財政課に提出し、令和8年3月10日(火)午後5時までに契約を締結し、契約保証金を納付しなければなりません。入札保証金は「入札保証金充当同意書兼契約保証金充当申出書」により契約保証金に充当することができます。ただし、落札者が当該期間内に契約締結に応じなかった場合は、入札保証金は木津川市に帰属されます。

(2)落札者以外の入札保証金は入札期間終了後に返還します。

売払い代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに木津川市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売却物件の引渡し等

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(1) 売払代金の納付を確認後、車両の名義変更手続は落札者が落札者の負担で行うこととする。

(2) 木津川市のホームページより「移転登録等請求書」等を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに木津川市へ提出してください。

(3) 売払財産は、現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切受け付けないものとする。